

# 杨木県公報

令和 4 (2022)年 5月12日(木) 号 外 第 30 号

目 次

告 示

公安委員会

○栃木県公安委員会事務専決規程等の一部改正・・・・・・・・・・・1

## 告示

#### 栃木県告示第280号

栃木県警察関係手数料条例の規定により知事が定める金額(平成14年栃木県告示第340号)の一部を次のように改正し、令和4年5月13日から適用する。

令和4年5月12日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

区 分	金額
特定任意講習	略
特定任意高齢者講習	6,450円(道路交通法
	(昭和35年法律第105
	号) 第71条の5第3項に
	規定する普通自動車対応
	免許以外の免許のみを受
	けようとし、又は受けて
	いる者及び道路交通法施
	行令(昭和35年政令第
	270号)第34条の3第4
	項又は第37条の6の3の
	基準に該当する者に対す
	る講習にあっては2,900
	<u>円)</u>

区	分	金額						
特定任意講	習	略						
特定任意	簡易講習	1,800円						
高齢者講	シニア運	5,100円 (道路交通法						
習	転者講習	(昭和35年法律第105						
		号)第97条の2第1項第						
		3号イに規定する認知機						
		能検査の結果が道路交通						
		法施行規則(昭和35年総						
		理府令第60号)第39条の						
		基準に該当するものに						
		あっては、7,950円)						
チャレンジ	講習	2,650円						

(警察本部運転免許管理課)

### 公安委員会

#### 栃木県公安委員会規則第7号

栃木県公安委員会事務専決規程等の一部を改正する規則を次のように定める。 令和4年5月12日

栃木県公安委員会委員長 古 澤 利 通

栃木県公安委員会事務専決規程等の一部を改正する規則

(2)

(栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正)

第1条 栃木県公安委員会事務専決規程(昭和39年栃木県公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 改 正 別表第14(第3条、第6条関係)交通企画課長専決 別表第14(第3条、第6条関係)交通企画課長専決 事項 事項 公安委員会 公安委員会 事務内容及び根拠 (関係) 規定 事務内容及び根拠 (関係) 規定 への報告 への報告 1 略 1 略 2 道路交通法第108条の2第1項 2 道路交通法第108条の2第1項 第15号の規定による自転車の運 第14号の規定による自転車の運 転による交通の危険を防止する 転による交通の危険を防止する ための講習 ための講習 3 道路交通法第108条の3の5の 3 道路交通法第108条の3の4の 規定による自転車運転者講習の 要 規定による自転車運転者講習の 要 受講命令 受講命令 4 道路交通法第108条の3の6の 4 道路交通法第108条の3の5の 規定による自転車運転者講習の 規定による自転車運転者講習の 受講命令等の報告 受講命令等の報告 5~13 略 5~13 略

別表第17 (第3条、第6条関係) 運転免許管理課長 専決事項

<b>分八</b>	
事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会 への報告
1~8 略	
9 道路交通法第91条又は第91条	
<u>の2第2項</u> の規定による運転免	
許の条件(限定)の付与、変更	
又は解除	
10~19 略	
20 道路交通法第97条の2第1項	
第3号イの規定による運転技能	<u>要</u>
検査の実施	
21 道路交通法第97条の2第2項	
の規定による運転免許試験を免	
除しないことの認定	
<u>22</u> 道路交通法 <u>第97条の2第3項</u>	
及び第4項の規定による運転免	
許試験の一部免除の認定	
<u>23</u> ~ <u>49</u> 略	
50 道路交通法第101条の4第4項	]
の規定による免許証の更新をし	
ないことの認定	
<u>51</u> 道路交通法 <u>第101条の4第5項</u>	
の規定による必要事項を記載し	
た書面の送付	
<u>52</u> ~ <u>59</u> 略	
60  道路交通法第102条第1項から	

別表第17 (第3条、第6条関係) 運転免許管理課長 専決事項

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
1~8 略	
9 道路交通法第91条	
の規定による運転免	
許の条件(限定)の付与、変更	
又は解除	
10~19 略	
20 道路交通法第97条の2第2項	
及び第3項の規定による運転免	
許試験の一部免除の認定	
<u>21~47</u> 略	
の規定による認知機能検査	要
   49   道路交通法第101条の4第3項	
の規定による必要事項を記載し	
た書面の送付	
<u>50~57</u> 略	ı
<u>58</u> 道路交通法第102条第1項から	
, —	. '

<u>第4項</u> までの規定による診断書	第3項までの規定による診断書
の提出命令	の提出命令
<u>61</u> ~ <u>63</u> 略	<u>59</u> ∼ <u>61</u> 略
64 道路交通法第104条第1項(同	62 道路交通法第104条第1項
<u>法第104条の2の4第6項におい</u>	
て準用する場合を含む。) の規	の規
定による意見の聴取の通知及び	
その公示	その公示
65~112 略	63~110 略
113 高齢者講習の運用に関する細	
目について(令和4年3月2日	<u></u>    目について(令和元年8月5日
警察庁丁運発第48号警察庁交通	警察庁丁運発第68号警察庁交通
局運転免許課長通達)に基づく	局運転免許課長通達)に基づく
講習の実施	講習の実施
114 略	112 略
115 道路交通法施行規則第38条第	113 道路交通法施行規則第38条第
17項の規定による大型車講習終	16項の規定による大型車講習終
了証明書、中型車講習終了証明	了証明書、中型車講習終了証明
書、準中型車講習終了証明書、	書、準中型車講習終了証明書、
普通車講習終了証明書、大型二	普通車講習終了証明書、大型二
輪車講習終了証明書、普通二輪	輪車講習終了証明書、普通二輪
車講習終了証明書、応急救護処	車講習終了証明書、応急救護処
置講習(一)終了証明書、応急	置講習(一)終了証明書、応急
救護処置講習 (二)終了証明	
書、原付講習終了証明書、大型	書、原付講習終了証明書、大型
旅客車講習終了証明書、中型旅	旅客車講習終了証明書、中型旅
「京都」 「「京都」 「「京都」」 「「京都」 「「京都」 「「京都」」 「「「京都」」 「「「京都」」 「「「京都」」 「「「京都」」 「「「京都」」 「「「京都」」 「「「京都」」 「「「京都」」 「「「「京都」」」 「「「「京都」」」 「「「「京都」」」 「「「「京都」」」 「「「「「「京都」」」 「「「「「「京都」」」 「「「「「「「」」」」 「「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「「」」」 「「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」」 「「「「」」」 「「「「」」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「「」」」 「「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「「」」」」 「「「「」」」」 「「「「」」」」 「「「「」」」」 「「「「」」」」 「「「「」」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」」 「「「」」」 「「「」」」」 「「「」」」」 「「「」」」」 「「「」」」」 「「「」」」」 「「「」」」」 「「「」」」」 「「「」」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「「」」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「「」」」」 「「「」」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「「」」」 「「」」 「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」」 「「」」」」 「「」」」」 「「」」」」」」	客車講習終了証明書、中至派
車講習終了証明書及び高齢者講	車講習終了証明書及び高齢者講
型終了証明書の交付	理解自然 1 証明 音及 5 同 即 4 講 目 習終了証明書の交付
l	
<u>116</u> 略	114 略
117 道路交通法第108条の2第1項 第14日の担党による基準誌火基	
第14号の規定による基準該当若	
年運転者に対する講習の実施	115 W/7
118 略	115 略
	116 運転免許に係る講習等に関す
	る規則(平成6年国家公安委員
	会規則第4号)第2条第1項第1
	号の表1の項及び同条第1項第
	2号の表1の項の規定による
	チャレンジ講習受講結果確認書
119~122 略	$\left  \begin{array}{c} 117 \\ 20 \end{array} \right $ 略
123 道路交通法第108条の3の3の # 中による日本第108条の3の3の	
規定による同法第108条の2第1	
<u>項第14号に掲げる講習の通知</u>	
<u>124</u> ~ <u>129</u> 略	
<b>別表第18</b> (第4条、第6条関係)警察署長専決	
<b>公安</b> 委	昌会
事務内容及び根拠(関係)規定 への報告	告    事務内容及び根拠(関係)規定   への報告

1~137 略

 $1 \sim 137$ 

略

138 道路交通法第91条の規定によ る運転免許の条件の変更(栃木 県道路交通法施行細則第23条の 3 第 2 項の申請に係るものに限

> る。) <u>及び同法第91条の2第2</u> 項の規定による条件の付与

139~181 略

138 道路交通法第91条の規定による運転免許の条件の変更(栃木県道路交通法施行細則第23条の3第2項の申請に係るものに限る。)

139~181 略

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

正 前

目次

第1章~第6章 略

第7章 <u>運転免許取得者等教育及び運転免許取得</u> 者等検査(第27条-第35条)

附則

(適性検査受検命令書等)

#### 第23条の2 略

2 法第90条第8項、第102条第1項から<u>第4項</u>まで又は第103条第6項の規定による医師の診断書の提出の命令は、診断書提出命令書(別記様式第13号の3)により行うものとする。

(運転免許条件の変更の申請)

第23条の3 法第91条の規定により付された運転免 許の条件の変更の申請<u>(眼鏡等の使用に係るもの</u> に限る。)は、免許条件変更申請書(別記様式第 13号の4)を提出して行うものとする。

#### 第7章 <u>運転免許取得者等教育及び運転免許</u> 取得者等検査

(運転免許取得者等教育の認定)

第27条 法108条の32の2第1項の規定による運転 免許取得者等教育の認定は、運転免許取得者等教 育認定書 (別記様式第17号) を交付して行うもの とする。

(認定の取消しの通知)

第28条 法第108条の32の2第5項の規定による<u>運転免許取得者等教育</u>の認定の取消しは、<u>運転免許</u>取得者等教育認定取消通知書(別記様式第18号)を交付して行うものとする。

(運転免許取得者等教育の指定)

第29条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則

目次

第1章~第6章 略

第7章 運転免許取得者教育

改

\_\_\_\_\_(第27条-<u>第29条</u>)

附則

(適性検査受検命令書等)

#### 第23条の2 略

2 法第90条第8項、第102条第1項から<u>第3項</u>まで又は第103条第6項の規定による医師の診断書の提出の命令は、診断書提出命令書(別記様式第13号の3)により行うものとする。

(運転免許条件の変更の申請)

第23条の3 法第91条の規定により付された運転免 許の条件の変更の申請<u>は、免許条件変更申請書</u> (別記様式第13号の4) を試験場に

\_\_提出して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、眼鏡等の使用に係る 同項の申請については、住所地を管轄する警察署 に提出して行うことができる。

#### 第7章 運転免許取得者教育

(運転免許取得者教育の認定)

第27条 法108条の32の2第1項の規定による運転 免許取得者教育 の認定は、運転免許取得者教育 認定書 (別記様式第17号)を交付して行うもの とする。

(認定の取消しの通知)

第28条 法第108条の32の2第5項の規定による<u>運転免許取得者教育</u>の認定の取消しは、<u>運転免許取得者教育認定取消通知書</u> (別記様式第18号)を交付して行うものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

|第29条 運転免許取得者教育の認定に関する規則

(平成12年国家公安委員会規則第4号)第4条第 2項第4号の規定による指定は、指定書(別記様 式第19号)を交付して行うものとする。 (平成12年国家公安委員会規則第4号)第13条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

- 2 運転免許取得者教育の認定に関する規則第13条 の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、 次に掲げる方式に従って行わなければならない。 (1) トラックフォーマットについては、日本産業 規格X6225に規定する方式
  - (2) ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格 X 0605 に規定する方式
  - (3) 文字の符号化表現については、日本産業規格 X0208附属書1に規定する方式
- 3 運転免許取得者教育の認定に関する規則第13条 の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、 日本産業規格 X 0201及び X 0208に規定する図形文 字並びに日本産業規格 X 0211に規定する制御文字 のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなけれ ばならない。
- 4 運転免許取得者教育の認定に関する規則第13条 のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X 6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を 記載した書面を貼り付けなければならない。
  - (1) 提出者の名称
  - (2) 提出年月日

(指定の取消しの通知)

第30条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則 第4条第2項第4号の規定による指定を受けた者 が当該指定の要件を満たさなくなったときは、当 該指定を取り消すものとし、当該指定の取消し は、指定取消通知書(別記様式第20号)を交付し て行うものとする。

(運転免許取得者等検査の認定)

第31条 法第108条の32の3第1項の規定による運 転免許取得者等検査の認定は、運転免許取得者等 検査認定書(別記様式第21号)を交付して行うも のとする。

(認定の取消しの通知)

第32条 法108条の32の3第2項において準用する 法第108条の32の2第5項の規定による運転免許 取得者等検査の認定の取消しは、運転免許取得者 等検査認定取消通知書(別記様式第22号)を交付 して行うものとする。

(運転免許取得者等検査の指定)

第33条 運転免許取得者等検査の認定に関する規則

(6)

(令和4年国家公安委員会規則第8号)第4条第 1項第4号及び第2項第4号の規定による指定 は、指定書(別記様式第23号)を交付して行うも のとする。

(指定の取消しの通知)

第34条 運転免許取得者等検査の認定に関する規則 第4条第1項第4号及び第2項第4号の規定によ る指定を受けた者が当該指定の要件を満たさなく なったときは、当該指定を取り消すものとし、当 該指定の取消しは、指定取消通知書(別記様式第 24号)を交付して行うものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

- 第35条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則 第13条又は運転免許取得者等検査の認定に関する 規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出 は、次に定めるところにより行わなければならな い。
  - (1) 提出する電磁的記録媒体は、光ディスク、U SBメモリー、外付けハードディスクドライブ その他これに類するものであって、栃木県警察 の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿 入し、又は接続することができるものでなけれ ばならない。
  - (2) <u>1 つの電磁的記録媒体には、複数のファイル</u> を記録することができるものとする。
  - (3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式は PDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに 記録されている内容を表す標目としなければな らない。
  - (4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出 年月日を記載したラベルを貼付しなければなら ない。

別表第1中第74項を第77項とし、第73項を第75項とし、同項の次に次の1項を加える。

76 運転技能検査受検の申請

同

添付40

1通

別表第1中第72項を第74項とし、第59項から第71項までを2項ずつ繰り下げ、第58項を第59項とし、同項の次に次の1項を加える。

60 若年運転者講習の受講申請

同

添付23の6 1通

別表第1中第57項を第58項とし、第26項から第56項までを1項ずつ繰り下げ、第25項の次に次の1項を加える。

26 運転免許の条件の付与又は変更の申請

同

施行規則別記様式 第13の6 1通

別表第1の添付17の3及び添付17の4を次のように改める。

# 添付 17 の 3 高齢者講習受講申請書 講習区分 (実 車 有 り 2 時 間 ・ 実 車 無 し 1 時 間) (臨時実車有り2時間・ 臨時実車無し1時間) 年 月 日 栃木県公安委員会 殿 申請者 氏 名 免許証番号 整理番号 住 所 電話 フリガナ 男·女 氏 名 生年月日 年 月 日 ( 歳) 手数料欄

付 17 の 4						
	特 定 任 意 講	習受講申記	青 書			
	講習区分(通常講習	• 特定任意高齢者	·講習)			
		1470   270   149   1	H14 H7		н	
				牛	月	Ħ
栃木県公安委員会	<b>影</b>					
		申請者	氏 名			
免許証番号			整理	番号		
住 所			電話	(	)	
フリガナ			电叫			
氏 名					男	· 女
生年月日		年	月	日	(	歳)

別表第1	の添付23の	5の次に次の	り1表を加える

エ		. ^^	$\sim$	$\sim$
深51	ন	· 23	U)	n

丼	玍	潘	献	老	譜	辺辺	兴	譜	由	請	畫
$\overline{}$	-	<del>/      </del>	<del>T:</del> //	18	п#	$\Box$	×	п#	т	пĦ	一

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

申請者 氏 名

免許証番号										整	理番号	<u>-</u>			
現に受けている	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
免許の種類	型	型	中 型	通	特	自二	自二	特	付	引	$\equiv$	$\vec{=}$	$\stackrel{=}{\rightharpoonup}$	特二	引 二
住 所										電話		(	)		
フリガナ															
氏 名													男	•	女
生年月日								年		月		日	(		歳)

手数料欄

	運	転去	大 能	検	査 受	: 検	申	請	書			
栃木県公安委員会	会 殿									年	月	日
						申請	青者	氏	名			
免許証番号									整理番号			
住 所									電話	(	)	
フリガナ									电叩			
氏 名											男	· 女
生年月日						年		,	月	日	(	歳)

別記様式第13号の3を次のように改める。

#### 別記様式第13号の3 (第23条の2関係)

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

栃木県公安委員会

第90条第8項

第102条第1項

第18条の4第2項

第102条第2項

第29条の3第3項

道路交通法 第102条第3項 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則 第29条の3第4項 に

第102条第4項

第29条の5第2項

第103条第6項

規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

拒 否 又 は 保 留 なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の 取消し又は効力の停止 効 力 の 停 止

処分を受けることとなります。

診断書の提出を	
命ずる理由	
診断書の提出期限	年 月 日
その他必要な事項	
備考	

別記様式第17号及び別記様式第18号中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同様式の次に次の6様式を加える。

別記様式第19号(第29条関係)

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として 指定する。

年 月 日

栃木県公安委員会即

	別記様式第	20 믐	(第30	条関係)
--	-------	------	------	------

指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

印 栃木県公安委員会

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定 を取り消したので通知する。

指定番号 理 由

教示 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県 を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県公安委員会となります。)、処分の取消 しの訴えを提起することができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以 内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するこ とができなくなります。)。

#### 別記様式第21号(第31条関係)

運転免許取得者等検査認定書

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の3第1項の規定により運転免許取得者等検査が同項各号のいずれにも適合していることを認定する。

認定する課程	区分	
p心 た y 分 味 任	名 称	

年 月 日

栃 木 県 公 安 委 員 会 即

#### 別記様式第22号(第32条関係)

第 뭉

運転免許取得者等検査認定取消通知書

年 月 日

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

> 印 栃木県公安委員会

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の3第2項において準用する同法第108条の32 の2第5項の規定により運転免許取得者等検査が同条第1項各号のいずれにも適合していることの認定 を取り消したので通知します。

認定番号	
理由	

教示 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県 を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県公安委員会となります。)、処分の取消 しの訴えを提起することができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以 内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するこ とができなくなります。)。

#### 別記様式第23号(第33条関係)

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

第1項

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 第4号の規定により、同規則 第2項

第1号

第1条 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実 第2号

に行うことができる者として指定する。

年 月 日

栃木県公安委員会即

別記様式第24号(	第 34	条関係)
-----------	------	------

指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

印 栃木県公安委員会

第1項

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 第4号の規定による指定 第2項

を取り消したので通知する。

指定番号	
理由	

教示 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県 を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県公安委員会となります。)、処分の取消 しの訴えを提起することができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以 内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するこ とができなくなります。)。

(栃木県運転免許に係る講習に関する規則の一部改正)

第3条 栃木県運転免許に係る講習に関する規則(平成14年栃木県公安委員会規則第14号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前 (講習の種類及び内容)

第2条 前条の講習の種類及び内容は、次に定める

とおりとする。 種類 内 容 特定任意講習 運転免許に係る講習等に 関する規則(平成6年国 家公安委員会規則第4 号。以下「国家公安委員 会規則」という。)第2 条の基準に適合する講習 特定任意高齢者講習 国家公安委員会規則第1 条の基準に適合する講習 (講習の種類及び内容)

第2条 前条の講習の種類及び内容は、次に定める とおりとする。

C 40 7 C 9	رم <sub>0</sub>	
種	類	内 容
特定任意講	習	運転免許に係る講習等に
		関する規則(平成6年国
		家公安委員会規則第4
		号。以下「国家公安委員
		会規則」という。) <u>第1</u>
		条の基準に適合する講習
特定任意	簡易講習	国家公安委員会規則第2
高齢者講		条第1項第1号の表1の
習 音		項又は同条第1項第2号
<u> </u>		の表1の項に定める講習
		の基準に適合する講習
	シニア運	国家公安委員会規則第2
	転者講習	条第1項第1号の表2の
	<u> </u>	項又は同条第1項第2号
		の表2の項若しくは3の
		項に定める講習の基準に
		適合する講習
チャレンジ	<b></b> :	コースにおける自動車等
7 ( 0 0 0	<u>m                                    </u>	の運転をすることによ
		り、加齢に伴って生ずる
		身体の機能の低下が自動
		車等の運転に著しい影響
		を及ぼしているかどうか
		<u>についての確認を行う講</u>
		羽 <u>自</u>

(講習終了証明書等)

第3条 栃木県公安委員会は、前条に規定する特定 任意講習及び特定任意高齢者講習

の受講を終了した者に対し、それぞれ特定任意 講習終了証明書及び特定任意高齢者講習終了証明 を交付するも

のとし、それらの様式は、国家公安委員会規則に 定める別記様式の例によるものとする。

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則

#### 栃木県公安委員会規程第2号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月12日

栃木県公安委員会委員長 古 澤 利 通

#### 栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程(昭和42年栃木県公安委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

(講習終了証明書等)

第3条 栃木県公安委員会は、前条に規定する特定 任意講習、特定任意高齢者講習及びチャレンジ講 習の受講を終了した者に対し、それぞれ特定任意 講習終了証明書、特定任意高齢者講習終了証明書 及びチャレンジ講習受講結果確認書を交付するも のとし、それらの様式は、国家公安委員会規則に 定める別記様式の例によるものとする。

			改	正	後					改	正	前	
211 <b>=</b>							ᇜᆂ						
<b>引表</b> 公	制			式		保	別表公	制			式		仔
印	巾川		1	寸法		管	印印	巾儿		Π	寸法		乍
W Hi				「ミリ	使用区分	青	( )				「ミリ	使 用 区 分	1
種	形	式	書体		使用区分	任	種	形	式	書体		使用区为	佳
類				メー		往   者	性 類				メー		1.
				[トル]		白					[トル]		1
略					m <i>l</i> er	m/z	略					m <i>le</i> z	T
					略	略						略数本人拉志明	H
					検査合格証明	略						検査合格証明	H
					書、運転免許							書、運転免許	
					拒否処分通知							拒否処分通知	
					書、運転免許							書、運転免許	
					取消処分通知							取消処分通知	
					書、弁明通知							書、弁明通知	
					書(運転免許							書(運転免許	
					拒否処分又は							拒否処分又は	
					運転免許取消							運転免許取消	
					処分の弁							処分の弁	
					明)、適性検							明)、適性検	
					查受検命令							查受検命令	
					書、診断書提							書、診断書提	
					出命令書、運							出命令書、運	
					転免許試験成							転免許試験成	
					績証明書、試							績証明書、試	
					験車指定書、							験車指定書、	
					試験車指定解							試験車指定解	
					除通知書、運							除通知書、運	
					転免許試験受							転免許試験受	
					験停止処分通							験停止処分通	
					知書、指定書							知書、指定書	
					(教習所の指							(教習所の指	
					定)、措置監							定)、措置監	
					督命令書、指							督命令書、指	
					定取消通知書							定取消通知書	
					(教習所の指							(教習所の指	
					定取消)、卒							定取消)、卒	
					業証明書・修							業証明書・修	
					了証明書発行							了証明書発行	
					禁止・発行禁	]						禁止・発行禁	
					上延長処分通							止延長処分通	
					知書、再試験							知書、再試験	
					通知書、試験							通知書、試験	
					移送通知書、							移送通知書、	
					適性検査結果							適性検査結果	
					通知書、回答							通知書、回答	
					書(医師から							書(医師から	
					の運転免許の							の運転免許の	
			I	1	確認要求の回		11			Ì	i	確認要求の回	1

14号印
栃公員果委印
て 書
方 24
答知知齢書検書検処書取聞転分よ取措運票の分動員書習書習書講書習書車明輪証枚(明護(明習書者明客証旅了通)機書者、査、査分、通通免書る消置転、運書車講、終、終、習、終、講書車明護一書処二書終、講書車明客証旅、能、講臨診臨通移意知知許、運通命禁自転、教習大了中了準終普了大習、講書処)、置、別で、取習、講書車明客臨検臨習時断時知送見書書取申転知令止動禁指習習型了型了中了通了型終普習、置終応置終原了消終大習、講書車時査時通適依適書通の、、消請免書書処車止定所通車証車証型証車証二了通終応講了急講了付証処了型終中習、講認通高知性頼性、知聴聴運処に許、、分等処自職知講明講明車明講明輪証二了急習証救習証講明分証旅了型終普習
14号印
栃公員果委印
て書
方 24
答知知齢書検書検処書取聞転分よ取措運票の分動員書習書習書講書習書車明輪証救(明護(明習書者明客証旅了通)機書者、査、査分、通通免書る消置転、運書車講、終、終、習、終、講書車明護一書処二書終、講書車明客証旅、能、講臨診臨通移意知知許、運通命禁自転、教習大了中、準終普「大習、講書処)、「取習、講書車明客臨検臨習時断時知送見書書取申転知令止動禁指習習型「型」中了通「型終普習、置終応置終原」消終大習、講書車時査時通適依適書通の、、消請免書書処車止定所通車証車証型証車証二了通終応講了急講了付証処了型終中習、講認通高知性頼性、知聴聴運処に許、、分等処自職知講明講明車明講明輪証二了急習証救習証講明分証旅了型終普習

終了証明書、 講習修了証 (技能検定 員、教習指導 員及び副管理 者法定講 習)、高齢者 講習終了証明 書、若年運転 者講習修了証 明書、運転適 性指導に関す る業務につい ての所要の講 習修了証、高 齢者講習にお ける指導に必 要な技能及び 知識に関する 審查合格証、 初心運転者講 習通知書、初 心運転者講習 移送通知書、 違反者講習通 知書、違反者 講習移送通知 書、運転適性 指導員審查合 格証書、取消 処分者講習に 係る実務実習 通知書、取消 処分者講習に 係る実務実習 結果通知書、 若年運転者講 習通知書、運 転免許取得者 等教育認定 書、運転免許 取得者等教育 認定取消通知 書、指定書 (指定講習機 関の指定)、 指定取消通知 書(指定講習 機関の指定取 消)、技能検 定員審査合格

\_\_\_、運転適 性指導に関す る業務につい ての所要の講 習修了証、高 齢者講習にお ける指導に必 要な技能及び 知識に関する 審查合格証、 初心運転者講 習通知書、初 心運転者講習 移送通知書、 違反者講習通 知書、違反者 講習移送通知 書、運転適性 指導員審查合 格証書、取消 処分者講習に 係る実務実習 通知書、取消 処分者講習に 係る実務実習 結果通知書、 運転免許取得 者教育認定 書、運転免許 取得者教育認 定取消通知書

附則

(22)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。